

上尾市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 7 号

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。